五戸町地域イベント開催支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町民、地域団体、商店街、複数の事業者で構成するイベント主催者等（以下「団体等」という。）が自主的に取り組む町内でのイベント等について予算の範囲内で五戸町地域イベント開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、地域のにぎわい創出及び地域経済の活性化を図るものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成１６年五戸町規則第４５号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象年度の４月１日から３月１５日までの間に完了する事業のうち、新規に取り組むもの若しくは既存の事業を拡充したもの又は過去に同じ内容で補助金の交付を受けていないものとする。ただし、事業を継続して行うことが観光振興及び地域経済の発展に寄与すると認められる場合は、この限りではない。補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（１）　地域団体等が開催するにぎわい創出事業

（２）　商店街等が開催する消費拡大事業

（３）　その他町長が必要と認める事業

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、町内で活動する団体等で次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　町民

（２）　地域団体

（３）　商店街

（４）　複数の事業者で構成するイベントの主催者

（５）　その他町長が認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な費用とし、使用目的が当該事業のものと明確に特定できる経費とする。補助対象者が他の補助事業の補助を受ける場合及び特定財源がある場合には補助対象経費から他の補助金の補助対象経費及び特定財源を除いた額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、１申請者あたり１回に限り１０万円を上限とする。補助率については補助対象経費の２分の１以内とする。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請、提出期日）

第６条　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補助金の概算払）

第７条　町長は、必要があると認める場合は、概算払いをすることができる。

２　補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の概算払いを請求しようとするときは、五戸町地域イベント開催支援事業補助金概算払請求書（様式第１０号）を、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。なお、既に補助金が交付されているときは期限を定めてその返還を請求するものとする。

（１）虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）法令等又は本要綱に違反したとき。

（書類の整備等）

第９条　補助対象者は、補助対象事業の実施状況、経費の収支、その他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿等を備え付け、これらを事業実施の翌年度以降５年間保管しなければならない。

　（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。